

第329回理事会

4. 報告事項（当日配布）

	頁
(1) 平成29年春の叙勲等受章者について	2
(2) 水道法改正案について	4
(3) 第55回技能五輪全国大会について	8
(4) 全管連主要会議等予定表（案）	10
(5) 全管連青年部協議会 機関誌「アヒルのたまご」No.59	別紙
(6) 平成29年度「登録配管基幹技能者講習」のご案内	"
(7) 給水いんたあふえいす（2017.3.2 通巻第25号）	"
(8) 第49回管工機材・設備総合展	"
(9) 次世代に未来を臨む設備博（横浜市管工事協同組合）	"
(10) 中小企業退職金共済制度	"
(11) 建退共制度のあらまし	"
(12) 建退共 ウエットティッシュ	別添

(報告事項1)

(1) 平成29年春の叙勲、国家褒章受章者について(本会関係者)

(敬称略・順不同)

1. 平成29年春の叙勲受章者

(1) 旭日双光章(専門工事業振興功労)

伝達式 平成29年 5月10日
於 東京プリンスホテル

[全管連推薦]

とも ちか やすし
友 近 安 (愛媛県)

元全国管工事業協同組合連合会 副会長
元愛媛県管工事協同組合連合会 会長
元松山市管工事業協同組合 理事長
株友近工務店 代表取締役

(2) 瑞宝单光章(職業訓練功労)

なか むら けい いち
中 村 圭 一 (京都府)

元全国管工事業協同組合連合会 副会長
元京都府管工事業協同組合連合会 理事長
元京都府管工事工業協同組合 理事長
株東洋設備 代表取締役

(2) 瑞宝单光章(専門工事業務功労)

[全管連推薦]

お ち ふみ お
越 智 文 夫 (愛媛県)

今治市管工事業協同組合
株さくら工業 工事部長

2. 平成29年春の国家褒章受章者

(1) 黄綬褒章（管工事業業務精励）

伝達式 平成29年 5月16日

於 国土交通省

〔全管連推薦〕

きた むき こう きち
北 向 幸 吉（青森県）

全国管工事業協同組合連合会 理事

（事業部長）

青森県管工事業協同組合連合会 会長

協同組合八戸管工事協会 理事長

（株）北奥設備 代表取締役

以上

水道法改正案を国会へ提出

- ・給水装置工事事業者指定は5年の更新制導入へ
- ・平成30年4月1日施行予定

全国管工事業協同組合連合会

1. 水道法改正案について

政府は3月7日、水道法の一部を改正する法律案を閣議決定、衆議院に提出した。今国会での成立、平成30年4月の施行を目指す。人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、深刻化する人材不足など、現在の水道事業が直面する課題に対応し、水道の基盤強化推進を目的としている。

(1)関係者の責務の明確化、広域連携の推進

改正案では、国、都道府県、市町村は水道基盤の強化に関する施策を策定し、水道事業者は基盤強化に努めるなど関係者の責務を明確化する。具体的には国は基盤強化に関する基本方針を定め、都道府県はその基本方針に基づき、水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるほか、水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設置できるとされている。

(2)適切な資産管理の推進

適切な資産管理を進めるため、水道事業者に対し水道施設の維持・修繕や水道

施設台帳の作成・保管、水道施設の計画的な更新、更新による費用を含む収支見通しの作成・公表に関する努力規定が設けられた。

(3)官民連携の推進

官民連携も推進し、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる公共施設等運営権（コンセッション）方式を創設する。地方公共団体である水道事業者が、民間事業者に水道施設運営権を設定する場合、PFI法に基づく手続きを行うとともに、水道法に基づき厚生労働大臣などの許可を受けることとされている。

(4)指定給水装置工事事業者制度の改善

指定給水装置工事事業者制度に関しては、事業者の指定に5年間の有効期間を設けると共に更新制を導入する。従来の指定要件は変更しない。附則において経過措置として、平成25年度以降に指定を受けている事業者は法律施行日の前日から5年以内に更新を行うことを規定、24年度以前に指定を受けている事業者については、政令で5年以内の有効期間

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

平成30年4月1日(予定)(ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))

を段階的に規定することとされている。

水道施設台帳の義務付け、指定給水工事事業者の指定の更新、罰則以外の経過措置は政令で規定される。

また、水道法の一部を改正する法律案が7日に閣議決定されて以降、コンセッション方式や老朽化施設の更新など、水道を巡り国会で活発な議論が展開されている。

同日の衆議院総務委員会では日本共産党の田村貴昭議員が水道事業における職員確保に向けた具体的な対応を質問。厚生労働省医薬・生活衛生局の北島智子生

活衛生・食品安全部長は水道法改正により広域連携やコンセッション方式などの体制を検討していると答弁した。

9日の参議院厚生労働委員会では、自由民主党の宮島喜文議員が、耐用年数を超過した老朽管の更新に係る支援措置の内容や今後の方針などについて質問。厚生労働省の北島部長は、アセットマネジメントの推進や財政措置に加え、水道法改正により維持修繕の義務付け、水道施設の更新に要する費用を含む収支見通しの作成。公表に係る努力義務規定の設定などを実施、水道事業者の老朽化対策を支援していく方針を示した。

水道を取り巻く状況

現状と課題

※1 H26年度(水道統計)

我が国の水道は、97.8%の普及率※1、「安全でおいしい水」を達成。一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に小規模事業者ほど深刻な状況にある。

①人口減少に伴う水需要の減少

- ・ 約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)※2
- ・ 水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少※3。

※2 国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(H24年1月推計))
※3 日本の将来推計人口と上水道普及率(H26実績)をもとに給水人口を算出し有収水量ベースで厚生労働省が推計

②水道施設の老朽化等

- ・ すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。
- ・ 耐震適合率は37.2%にとどまり※4、大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- ・ 施設の稼働率は年々低下している。(S40年度約100% → H26年度約70%※5)

※4 基幹管路、H27年度全国平均(厚生労働省)
※5 S40年度、H26年度(水道統計)

③職員数の減少

- ・ 組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の3割減※6。
- ・ 特に中小規模の事業者において、職員の高齢化も進行。

※6 H26年度(水道統計)

④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

- ・ 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)※7。

※7 総務省平成25年度地方公営企業年鑑



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

(厚生労働省の法案説明資料より抜粋)

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者→H25：22万8千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

- ・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約3千者
- ・違反工事件数：1,740件/年
- ・苦情件数：4,864件/年

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正案

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体の乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

(第25条の3の2)

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考) 指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等


[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第193回国会 議案の一覧](#) >

[閣法 第193回国会 49 水道法の一部を改正する法律案](#)

議案審議経過情報

(注) 下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「水道法の一部を改正する法律案」の審議経過情報

項目	内容
議案種類	閣法
議案提出回次	193
議案番号	49
議案件名	水道法の一部を改正する法律案
議案提出者	内閣
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	/
衆議院議案受理年月日	平成29年 3月 7日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	平成29年 6月15日 / 厚生労働
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	/
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	/ 閉会中審査
衆議院審議時党派態度	
衆議院審議時賛成党派	
衆議院審議時反対党派	
参議院予備審査議案受理年月日	平成29年 3月 7日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	/
参議院議案受理年月日	
参議院付託年月日／参議院付託委員会	/
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	/
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	/
公布年月日／法律番号	/

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

案内図

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

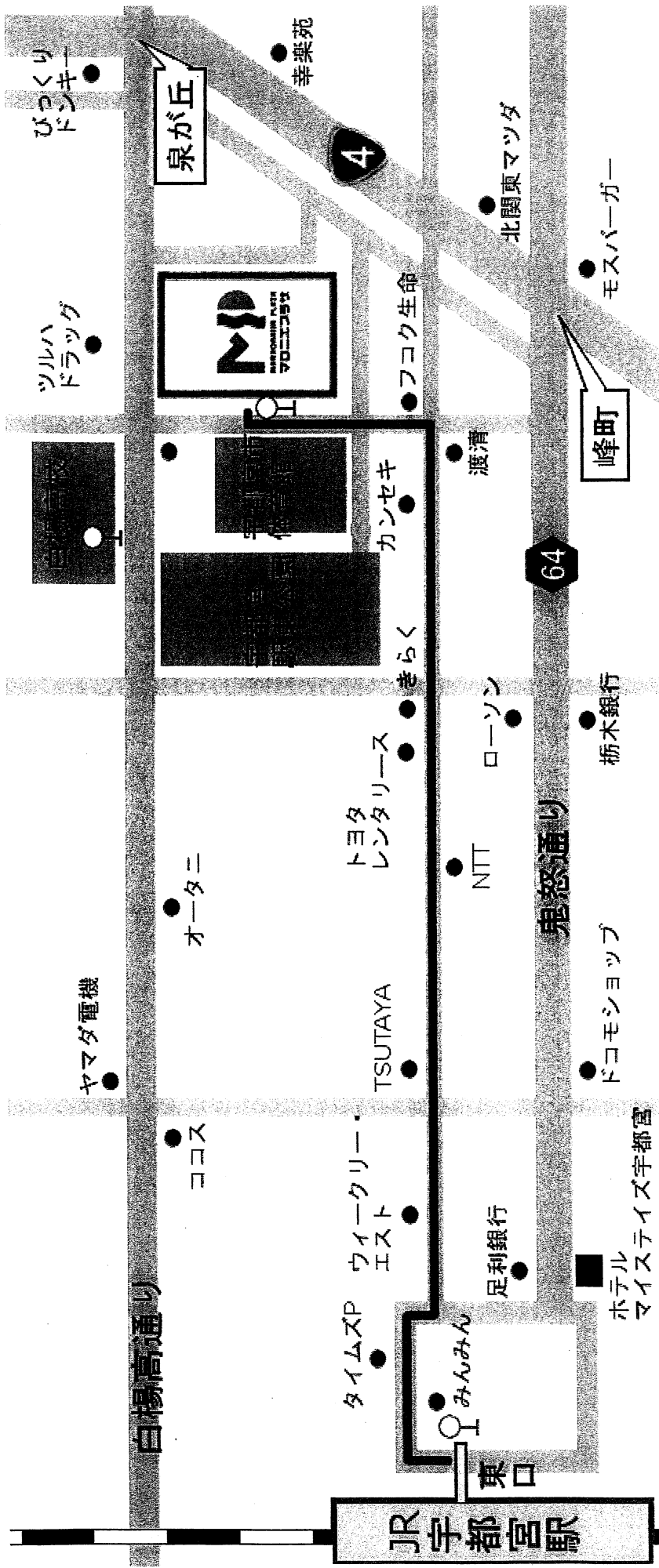
第55回技能五輪全国大会について

第55回技能五輪全国大会は、下記のとおり実施されます。

1. 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。
2. 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会、栃木県
3. 後援 国土交通省、経済産業省、文部科学省他
4. 協力 全国管工事業協同組合連合会他
5. 競技会場 配管職種：マロニエプラザ（JR宇都宮駅から車で約5分）
6. 日程

①選手会場下見、開会式	11月24日（金）	栃木県体育館
②競技・公開水圧審査	25日（土）	マロニエプラザ（栃木県宇都宮市）
③成績発表・閉会式	27日（月）	栃木県体育館
7. 参加選手 配管職種59名（全41職種 1,200名） 平成29年5月31日現在
8. 競技時間割（予定）

時刻 (時：分～時：分)	所要時間 (時.分)	摘要
7：40～8：00	0.20	合板配布
8：00～8：10	0.10	選手集合、受付
8：10～8：30	0.20	競技課題配布、支給材料確認、競技準備
8：30～11：30	3.00	競技
11：30～12：30	1.00	昼休み
12：30～14：00	1.30	競技
14：00～14：15	0.15	休憩
14：15～16：25	2.10	競技（標準時間 6.40）
16：25～16：45	0.20	競技（打切時間 7.00）
16：45～17：00	0.15	工具、材料等の整理及び水圧審査準備
17：00～（予定）		公開水圧審査



徒歩 : JR宇都宮駅東口から約15分

タクシー : JR宇都宮駅東口から約5分

バス : * JR宇都宮線をご利用の場合

- ・東口バスターミナル4番乗り場より乗車(約10分)
- (東野バス) 東図書館經由平出工業団地行き マロエプラザ前下車
- ・西口バスターミナル9番乗り場より乗車(約10分)
- (関東バス) ⑫越戸經由松下電器前または越戸經由柳田車庫行き 白楊(はくよう)高校下車、徒歩3分

* 東武宇都宮線をご利用の場合

- ・東武宇都宮駅西口から大通り『東武駅前』より乗車
- (関東バス) ⑫越戸經由松下電器前または越戸經由柳田車庫行き 白楊(はくよう)高校下車、徒歩3分

月 日	平成29年(2017年)
6月21日(水)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
7月12日(水)	通常総会 14:00(ホテル紅葉館) 理事会 (同) 全国大会 16:00(同) 懇親会 18:00(ホテル千秋閣)
7月21日(金)	九管連 総会・大分県大会懇親会 17:30(大分オアシスタワーホテル)
8月19日(土)	青年部協議会 通常総会 14:00(ホテル日航福岡) 研修会 16:00(同)、懇親会 18:00(同)
8月29日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
10月14日(土) ～19日(木)	技能五輪国際大会(アラブ首長国連邦・アブダビ)
10月17日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
10月25日(水)	日本水道協会 全国会議(サンポート高松)
11月25日(土)	技能五輪全国大会(宇都宮市)
月 日	平成30年(2018年)
1月17日(水)	理事会 13:30(品川プリンスホテル) 調整中 新年賀詞交歓会 15:30(同)